

経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進 に関する法律案 概要

目的

国際情勢の急激な変化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済安全保障に関する諸施策について、その**基本原則及び配慮事項**を定めるとともに、国の責務等を明らかにし、その推進のため必要な事項を定めることにより、**経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進**すること。

基本原則

経済安全保障に関する諸施策は、次の事項を基本として行うこと。

- 1 我が国**経済の成長に十分配慮**しつつ、我が国の**経済安全保障上重要な物資、役務、技術その他の利益が確保**されるようにすること。
- 2 次に掲げる事項を達成することを目指して行われること。
 - ① 重要物資等の安定的な供給の確保
 - ② 重要な社会基盤役務の安定的な提供の確保
 - ③ 先端的な技術の研究開発の促進・成果の適切な活用
 - ④ 特許に係る発明に係る情報の適正管理等
- 3 **新たな国際経済秩序の形成が促進**されることとなるようにするとの観点を踏まえること。

※経済安全保障：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保

配慮事項

経済安全保障に関する諸施策の策定及び実施に当たっては、**次の事項に配慮**すること。

- 1 経済安全保障に関する諸施策の対象となる物資、役務、技術その他の利益の選定に当たっては、次の事項を行うこと。
 - ① 客観的な指標に基づく**厳正な評価**を行い、選定過程の**公平性を確保**すること。
 - ② 客観的な**費用効果分析**を行い、その結果を考慮すること。
- 2 経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進するため、**罰則規定の整備その他必要な措置**を講ずること。

責務

- 国の責務（実効的かつ総合的な推進、関係行政機関の相互協力、資金確保）
- **事業者の責務**

主な施策

- 連携協力体制
 - ・ 国、事業者等の相互間の緊密な**連携協力体制**の整備
- 調査研究等
 - ・ 経済安全保障に関する諸施策の実施状況の**調査研究・検証**、経済安全保障に関する**情報の収集・整理・分析**
- 専門的な機関の整備等
 - ・ 調査研究等を行う**専門的な機関の整備**等
- 国民の理解
 - ・ 国民の経済安全保障の重要性に関する理解の増進